

視覚障害者等による著作物の利用機会促進マラケシュ条約

背景

- 2009年:世界知的所有権機関(WIPO)において条約案の交渉開始
- 2013年6月:マラケシュにおいて本条約の採択
- ➡ 2016年9月30日:本条約の発効(発効要件20か国)
- 2018年3月1日現在:35か国(豪州、ブラジル、カナダ、インド、韓国、ロシア等)が締結

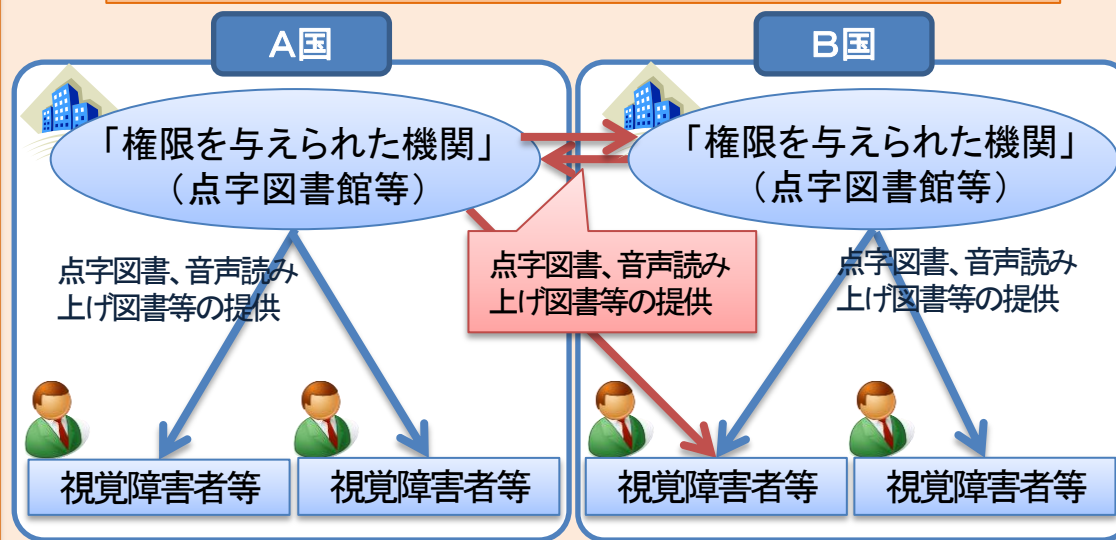
著作権の保護と障害者による利用機会の促進



主な内容

- ◆ 視覚障害者等が著作物を利用する機会を促進するため、各国の著作権法において、視覚障害者等のために利用しやすい様式の複製物(点字図書、音声読み上げ図書等)に関する著作権の制限又は例外を規定する(第4条)
- ◆ 各国の権限を与えられた機関(点字図書館等)が作成された利用しやすい様式の複製物を国境を越えて交換することを可能とする(第5条)
- ◆ 権限を与えられた機関間の情報交換や支援を通じて作成された利用しやすい様式の複製物の国境を越える交換を促進するための協力を行う(第9条)

利用しやすい様式の複製物の国境を越える交換(例)



- 一冊の本を点字化するためには多大な時間と労力を要するが、既に他国で作成されている点字書籍を利用できるようになれば、視覚障害者等へのより多くの著作物の提供が可能に。

早期締結の必要性

- 我が国の視覚障害者等による国内外の著作物の利用の機会を更に促進する。
- 視覚障害者等による著作物の利用の機会の促進に関する国際的な取組に貢献する。